

平成30年度第1回 大阪府環境影響評価審査会会議録

開 催 日 平成30年5月24日（木）
場 所 OMM 地下1階 ギャラリー

【司会（阿部課長補佐）】

皆様、おはようございます。大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより平成30年度第1回の大阪府環境影響評価審査会を開催いたします。

環境保全課環境審査グループの阿部と申します。会長に進行をお渡しするまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。4種類ございます。まず、一番上から議事次第、2つ目が委員名簿ということで、その裏面に配席を載せさせていただいております。3つ目が審査会規則、4つ目がホチキスどめしております方法書の検討結果の案でございます。おそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

それから、皆様方の机の上に本日の出席確認票を置かせていただいております。お手数でございますけれども、ボールペンでお名前をお書きいただきまして、お帰りの際、そのまま机の上に置いたままにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それから、本日は、所用のため市川委員がご欠席でございます。会議の成立については、審査会規則第5条第2項に、審査会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと規定をされております。本日は15名の委員のうち14名のご出席をいただいておりますので、審査会規則に基づき会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、以降の進行については、津野会長、よろしくお願いいたします。

【津野会長】

皆さん、おはようございます。

それでは、お手元の議事次第に従って議事を進めたいと思います。

まず、議題（1）でございますが、枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書の検討結果についての審議に入ります。

この件につきましては、2月23日に当審査会が諮問を受けて以来、委員の皆様方にはそれぞれご専門の分野ごとにご検討を進めていただきました。このたび、検討結果の案が取りまとめられましたので、本日は全体を通しての検討を行い、審査会としての検討結果を取りまとめたいと思いますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、検討結果の案の内容につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（佐藤総括主査）】

おはようございます。環境保全課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お配りさせていただいております検討結果（案）について説明をさせていただきます。

目次としまして、I方法書の概要が1ページから23ページまでございます。それから、II検討結果としまして、1の全般的事項、2の大気質から11の地球環境まで個別の環境項目についての検討結果について記載してございます。全体を通してのIII指摘事項、最後に委員名

簿を掲載させていただいております。

中身を見ていただきますと、アンダーラインが引いてあります。このアンダーラインの部分は、方法書に記載されていない内容について事業者に資料の提供を求めたりして確認した事項、あるいは審査会の考えや現地調査で確認した内容についてであります。本日はこのアンダーラインに沿ってご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページ目から、最初、方法書の概要ですので何度もお聞きになっているかと思いますが、簡単にご説明をさせていただきます。

事業計画の概要としましては、事業者の名称が枚方京田辺環境施設組合、事業の名称は、その組合の可燃ごみ広域処理施設整備事業であります。事業の目的ですけれども、いろいろ書いておりますが、両市とも施設の老朽化により新施設の整備が必要となったということから、両市で検討した結果、共同で建設することとなり、平成35年度の稼働を目指しているというものでございます。

1-4、事業の内容としましては、事業の種類として、一般廃棄物焼却施設の設置の事業です。規模ですけれども、これは一般廃棄物処理能力168トン/日ということで、1炉を設ける予定になっています。それから、事業実施区域の位置でございますけれども、京都府京田辺市田辺ボケ谷と甘南備台二丁目地内ほかということで、図1で広域図を示しております、グレーのところは事業実施区域になります。

3ページを見ていただきますと、そちらでは事業実施区域のうち、グレーが処理施設工区で、ハッチがかかっているところが市道整備工区ということで、これらを合わせた区域の面積6万200㎡というものが事業実施区域になります。

4ページに施設配置図のイメージということで、焼却施設とか煙突とか調整池の位置が載っております。

5ページに参りまして、事業実施区域の位置等の決定に係る検討結果ということで、方法書でいいますと1-12ページに載っていることです。配慮書の段階で複数案ということで、地盤高さや煙突高さについてありましたけれども、地盤高さは120メートル、煙突高さを100メートルとするといった結果になっています。この内容につきましては書いてあるとおりですので、また後ほど触れさせていただきたいと思っております。

6ページに参りまして、事業計画、事業の規模というところで、先ほども申し上げましたように168トンということに能力はなっておりますけれども、処理方式はストーカ式焼却炉、それから、先ほど言ったような地盤高さとか煙突高さといったことで、これは配慮書の段階から特に変更したことはございません。

環境保全目標では、大気では、煙突排出ガスの計画目標値が書いてありますけれども、基本的には、ばいじんからダイオキシン類までは今の東部清掃工場の自主基準値と同じ値を予定しておりまして、水銀については検討中ということになっております。

7ページに参りまして、水質につきましては、基本的には生活排水とプラント排水とも下

水道に放流するというので、公共用水域には排出されません。公共用水域への雨水排水はございますけども、排除下水量の最も多い区分に適用される基準に適合するようにするという目標が立てられております。

悪臭、振動につきましては、それぞれの規制基準がございますので、それを環境保全目標とするといった内容が書かれてあります。

3) の関係車両の主要走行ルート計画ということで、工事中における工事用車両及び供用後における廃棄物の運搬車両等の関係車両は国道307号を走行する計画であるということで、枚方市において道路整備（長尾杉線）が計画されております。また、施設の建設と合わせて国道307号と施設を接続する京田辺市道を整備する計画となっております。その主要走行ルート図が8ページにありますように、黒い太線になって中央を貫いているのが国道307号でございます。それからちょっと西というか、図でいうと左ぐらいに長尾杉線という点線のものがありまして、この線ができるという計画となっております。

9ページに参りまして、建設施工計画ということで、これも何度も申し上げておりますように、造成工事といたしまして1年目の1年間、プラント工事といたしまして設計に1年、施設建設を3年かけて行うという予定になっております。

2の環境影響評価を実施しようとする地域ということで、調査地域ですけれども、これにつきましては、広域的に影響が生じると想定される煙突排出ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分包含する範囲として、事業実施区域の中心から約1.6キロメートルの範囲と、関係車両の主要走行ルートのうち相当台数の車両が分散せず沿道環境影響が想定される範囲として国道307号の長尾杉線との分岐箇所までを設定し、京田辺市と枚方市を調査地域としております。

その図が10ページにありますので、調査地域は通常は円ですけれども、尻尾の生えたような形の分岐のところまでの国道307号までを調査地域としております。

11ページに参りまして、環境影響要因及び環境影響評価の項目ということで、これにつきまして、事業特性及び地域特性を勘案して選定された環境影響要因及び環境影響評価の項目について、大阪府の技術指針がございまして、その別表4に当てはめて以下のとおり整理させていただいております。

あと、13ページから17ページにつきましては、方法書の要約書に一連の調査手法について調査項目、調査手法、調査地域・地点であるとか調査期間が載った表がありますので、今回検討結果のほうに引用して掲載させていただいております。

それをまとめると、18ページになりますけれども、調査地点のまとめということで掲載させていただいております。

19ページから23ページにつきましては、予測及び評価の手法というのも方法書要約書に書いてございますので、そこから引用した表を掲載させていただいております。

以上が方法書の概要でございます。

本日の本題であります検討結果ということで、Ⅱの24ページに移らせていただきます。

大体の記載の流れですけれども、全般的事項と個別環境項目に分けて調査審議を行ったので、その順番で記載をしております。構成は、最初に主な住民意見等としまして、住民意見、枚方市長意見の順番に記載し、事業計画にかかわるようなことでありますとか、影響要因や評価項目の選定、調査の手法、予測及び評価の手法、環境保全措置の実施の方針について、方法書で記載されている内容が妥当であるか確認しておりますので、その流れに沿ってご説明をさせていただきます。

まず、24ページ、全般的事項といたしまして、住民意見では、いろいろありますけれども、電波障害とか、あるいは文化財について触れられた意見がございます。これは28ページに記載のとおり、電波障害、文化財につきましては、今回は評価項目として選定しておりませんので、以後の個別の環境項目についても検討はいたしておりません。

枚方市長意見でございますが、現状の穂谷川清掃工場は枚方市の中心にあり、輸送経路上は最適であったが、京田辺側へ搬入することにより、輸送効率、騒音、渋滞、温室効果ガスの観点からは、現状よりも環境負荷が大きくなると。あと、特に搬入車両から排出される温室効果ガスについて、枚方市の温室効果ガス削減計画とも整合をとりながら、より一層の環境負荷の低減を図ることということと、枚方市側においては輸送経路が変更となるため、それに伴う交通量の変化について、十分な調査・予測を行うことという意見がございます、1つ目の後半の「特に」以下は地球温暖化にかかわることですので、これは地球環境のところの52ページにも再掲をさせていただいております。

2つ目のポツにつきましては、この後、裏の25ページのごみの搬入計画に関係することでもありますので、そこで触れたいと思います。

検討結果ですけれども、事業計画、どういったことが書いてあるかということ、ここに書いてあるとおりです。先ほども何度も言ったことが書いてあります。

ページをめくっていただきまして25ページで、上にちょっとアンダーラインを引っ張っておりますけれども、整備に係る基本方針ということで①で書いておりますが、基本的には環境保全性を最も重視して、資源循環性とか安定稼働性、経済性ということで4つの基本方針に基づいて整備することとされております。

上のポツで書いてありますように、本事業は公設民営のDBO方式と言われる民間が設計、建設、運営する方式で実施され、今後選定する民間事業者の提案により具体的な事業計画を決定するとしております。そのため、施設計画、例えば焼却処理設備の選定でありますとか、調整池も含まれますが、建物、煙突等の配置設計、これは後ほどの景観にかかわる施設・煙突のデザインと、その辺につきましてはの施設計画でありますとか、ごみの搬入計画及び工事計画の策定に当たっては、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討し、その内容を準備書に記載する必要があるといった意見とさせていただきます。

次に、②の事業の規模につきましては、ここはもう繰り返しになりますので詳細は省かせていただきますけれども、処理方式はストーカ式焼却炉ということで、施設規模は先ほどから

言っておりますように168トンということで。ただ、26ページの四角囲みの中で書いておりますように、配慮書のときにもありましたけれども、能力につきましては現時点での想定であり、ごみの発生量の減少を踏まえて変更する場合があるとしておりまして、それは変更するのであれば準備書で反映されるのかなと思っております。

27ページに参りまして、地盤高さや煙突高さということで、これにつきましては、先ほど方法書の概要でも説明させていただきましたように、地盤高さ120メートルというのを採用ということになっておりまして、地盤高さの検討に当たっては、施設稼働時の影響などについても検討したかどうか事業者を確認したところ、施設供用時における関係車両の温室効果ガス排出量について検討したが、その差はごくわずかで、発生土量による影響のほうが大きいと判断したとのことであります。

煙突高さの違いによっていろいろ建設費が変わるけれども、環境保全性を最優先したということがあります。それ以外に確認した事項といたしまして、焼却施設の建物の高さについて事業者を確認したところ、30メートル程度の高さになるとのことで、煙突高さが焼却施設の高さの2.5倍以下の場合には、地上において高濃度が発生する現象が発生しやすくなると言われていることから、その59メートルか100メートルの二択であれば、100メートルの方が妥当であると考えられるとしております。

ただ、建設費の違いについて事業者を確認したところ、59メートルの建設費を仮に1といたしますと、100メートルの場合と80メートルではほとんど差がない7割増しで建設されるとのことであります。この建設費の差について事業者を確認したところ、一般的に煙突高さが60メートル程度までは建物と一体で建築できるのに対して、それ以上となると建物とは別に独立した基礎が必要になるため建設費がかかるが、100メートルと80メートルではあまり差が生じないということでありました。

次に、④の関係車両の主要走行ルート計画等というところで何点か確認した点がございません。

ごみ収集車の更新でありますとかごみ収集の方法について事業者を確認したところ、現状のまま変更する予定はないということでありました。また、東部清掃工場と穂谷川清掃工場に搬入する区域について事業者を確認いたしました。現状でも受け入れ量の調整によってどちらに持っていかは決まっていないということで、新施設の供用後も同様に運営するといった内容でございました。

ごみ収集車の発着場所についても確認したところ、現在の穂谷川清掃工場の位置のまま変更しないということから、職員の通勤車両等が増加することはないとのことであります。

ごみの搬入にあたりまして国道307号から事業実施区域への進入により交通流を阻害する可能性があることから、対策について事業者を確認したところ、枚方市側からの進入口に右折レーンを設けるとのことであります。

その他といたしまして、工事あるいは供用時の時間帯について確認しましたが、休日や夜間は実施しないとのことであります。

環境影響要因及び評価の項目につきまして、技術的な指針に照らし合わせますと、地下水、地盤沈下、日照障害、電波障害、水象、海域生態系及び文化財を評価項目として選定しておりません。主な理由は以下のとおりであり、本事業の内容、実施区域及びその周辺の土地利用等を考慮いたしますと、特に問題ないものと考えております。

29ページの大気質に参ります。

住民意見では何点かありましたけれども、ここに記載のとおりで、後で触れているところもでございます。

枚方市長意見では、大気質濃度の予測に対して、事業計画値の気象データを用いて算出するのが準備書段階であることから、枚方市側への影響について、プルーム・パフモデルだけでなく三次元拡散計算も含めて十分な検証を行うことという意見がございました。2つ目に、工事中の大気質濃度の算出に当たっては、運搬車両の走行経路を十分に考慮することという意見がございました。

この点について、専門部会のときに、十分な検証を行うことについてですけれども、それほど十分な検証を行うまでの精度が高くなく、参考程度と後にも書いておりますが、それで一応妥当ではないかということで、特に指摘事項とかいうことでは挙げておりません。

次、検討結果の事業計画のところですけれども、1つ目のポツは先ほど申し上げたとおりです。

2つ目のポツで、水銀以外の項目の計画目標値というのは東部清掃工場の自主基準値と同じ値となっており、その稼働から9年が経過してございまして、排ガス処理施設の技術が向上しているのであれば、より厳しい計画目標値を設定することも可能であると考えられます。ですので、計画目標値が妥当な数値であるか確認したところ、現在でも東部清掃工場の実施基準値は全国トップレベルで、実際の排出濃度はその値よりも十分低い濃度であるので、新施設も東部清掃工場と同じ値で妥当であるとの考えでありました。

検討中の水銀の計画目標値の設定について事業者を確認したところ、新設基準の30マイクログラムは国の環境審議会でも厳しい値とされておりまして、既存の施設の多くが新設基準を目標値としている中、25という数値を目標としている施設もあることから、その設定理由も調査した上で適切に設定することでありました。

可燃ごみ広域処理施設整備基本計画が平成28年3月に策定されておりますけれども、それでは排ガス処理として以下に示す除去設備を採用又は検討するとしておりますが、本方法書では排ガス処理の方法について記載されていないため、水銀の処理方法も含めて煙突排出ガスの計画目標値を遵守するために必要な設備を検討し、その内容を準備書に記載する必要があるとしております。

要因と項目については記載のとおりで、31ページに参ります。

調査の手法でありますけれども、ここでも何点か書いておりますが、調査地点4地点（A2からA5）というのがありますけれども、これはいずれも調査地域の外側に位置していることについて確認したところ、調査地域内に測定に適したというか、できるような地点が確保

できないということから、その近傍で公的施設等、機器を設置して調査することが可能である場所として、若干外側となりましたけれども、各調査地点の測定結果をもとに調査地域内を面的評価することは十分可能であると考えているとのことでありました。

これら4地点の調査によりまして、最大着地濃度の予測・評価を行うことができるかという点について確認したところ、予測・評価のためのコンター図を描くに当たり、これら4地点における四季調査の平均をバックグラウンド濃度として使用することを考えているとのことでありました。

また、現地調査に行ったときにもご覧いただきましたが、調査地点のA5というところの宗谷公園に隣接して事業所がございまして、その事業所の稼働状況によっては現地調査結果に差が生じることも懸念されるため、事業者を確認したところ、浮遊粒子状物質の結果に影響が出る可能性があると考えており、測定に当たっては、調査日の稼働状況を把握するとともに、十分に注意して実施するとのことでありました。

あとは、NO_xの簡易測定を行うA6からA10の地点については、事業実施区域とその周辺の先ほどの4地点のA2からA5までの地点との中間的な位置として選定しており、大気汚染の状況を補足的に把握する調査地点という位置づけにしているとのことでありました。

32ページに参りまして、工事や施設の稼働に伴い工事用とか施設利用車両が通過して交通量が増加する道路、国道307号以外にもあるとは思いますが、その有無について確認し、該当する道路における調査の必要性について確認したところ、事業者は、必ず国道307号を走行するので、調査地点A11とA12で十分であると考えているとのことでありました。

調査地点のところ、先ほどの18ページの調査地点のまとめのところでは、全て区域内の1点で大気とか気象とか全部すると示されておりまして、事業実施区域は現況山林であることから、A1、M1の調査地点について事業者を確認しましたところ、電源等が確保できる甘南備園焼却施設のストックヤード付近で行うとしております。ただ、地上気象、(風向風速)については、その施設の建物とか樹木等により囲まれていますので適切な測定ができないことから、下の図にありますように区域の南東端付近の高台の開けた場所で測定するとのことでありました。

33ページに参りまして、予測及び評価の手法というところで、2つ目のポツで先ほどちょっと触れましたけれども、方法書にも一応参考としてということで、地形影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる予測も行うとなっております。

その2つ下のところですけども、東部清掃工場と新施設の煙突排ガスが環境に及ぼす複合的な影響について、これは住民意見でも複合汚染について知りたいという意見がございましたので確認したところ、今の東部清掃工場と甘南備園焼却施設が稼働している状況で現地調査を行い、その調査結果をバックグラウンドとし、新施設の影響を追加して予測・評価するとのことでありました。

あと、細かいことになりますが、事業実施区域への走行ルート、かなりアップダウンがあ

りまして高低差があることから、車両の排出ガスの排出係数の補正の必要性について確認したところ、道路勾配については現在把握していないため、現地調査等により適切に対応し、準備書において記載するとのことでありました。

環境保全措置のところですが、方法書では低騒音・低振動型の建設機械の採用に努めるとしてありますが、排出ガスの配慮について記載されていないため確認したところ、排出ガス対策型建設機械を使用するとのことでありました。

大気質については以上でございます。

続きまして、35ページ、水質・底質、土壌汚染のところに参加します。

住民意見はご覧のとおりです。

枚方市長意見は、沈砂池の性能は滞留時間だけでなく、沈降速度と表面積負荷の関係で決まることから、予測については粒子の沈降速度と想定する沈砂池の表面積負荷に基づいて検討することということになっております。

検討結果ですけれども、事業計画のところでは、下水道放流ということですが、ここはまだ下水道区域外であるため確認したところ、区域外流入について現在京田辺市と協議中とのことであります。

工事中の事務所からの排水についても確認しましたが、これは専門業者が回収を行い公共水域へは放流しないとのことでございました。

36ページに参加しまして、調査の手法のところ、調査時期はやや強い雨が予想される日に2回実施するとか、沈降特性については年1回としておりまして、一時的に裸地面が出現する時期について確認したところ、造成工事による1年目の期間であるが、具体的な季節や期間については現時点では未定とのことであります。時期について、裸地面が最大で降雨が多い時期と同じ時期に行うか確認したところ、可能な限り適切な時期を設定するとのことであります。

土壌汚染に関しましては、現状山林であるため基本的には土壌汚染調査を行わないこととなります。履歴調査の結果不要となった場合でも土砂の搬出があることから、その調査について確認したところ、搬出先の受け入れ基準にのっとり土壌調査を行うとの回答を得ております。

37ページに参加しまして、環境保全措置の実施方針というところで、これは先ほどの施設配置のイメージのところでありましたけれども、施設配置については現時点でのイメージでありまして、今後の設計により変更する可能性があることから、工事中や供用時の調整池の位置等について確認したところ、調整池の位置についてはイメージなので未定でありますけれども、工事中は調整池に加えて沈砂池を設置するとともに、十分な雨水滞留時間を確保することで濁水の流出を防ぐための措置を講じるとのことであります。あわせて、降雨により土砂流出の発生が想定される箇所については、シートで覆うなど防止措置を講じるとのことであります。

事業実施区域の地形といいますか、ちょうど峠がありまして、北東に向かって地盤が下が

っていることから、大阪府域へ工事による濁水が流出することはないということでございました。

38ページに参りまして、騒音、震動、低周波音です。

住民意見はご覧のとおりです。

枚方市長意見では、収集・輸送について、主要ルートである国道307号の交通量が急激に増加しないよう、収集・輸送の分散化について検討することということで、ここで分散化ということにつきましては、これは時間的な分散化とお聞きしております。

検討結果のところ、項目のところですけども、低周波音を選定しているということから、どういった機器を想定しているのかということをお聞きしたところ、送風機であるとか室外機等を想定しているという回答でございました。

調査の手法に参りまして、事業実施区域周辺で環境騒音等の現地調査の実施について確認したところ、近傍には住宅地がないため実施しないとのことでありました。これは配慮書するときにも、一番近いところでは大阪府域側では東部清掃工場から約700メートル離れていて、事業予定地からも約1,500メートル離れているといったことから実施しないということでございます。

事業実施区域内の環境騒音を測定することで発生源からの環境騒音等を予測・評価することは十分可能であると考えているということでありました。

39ページに参りまして、現地調査時にN3で道路交通騒音がかなり大きく、事業者の説明の声も聞こえない程度でしたので、環境基準を遵守できているか事業者を確認したところ、N3の近傍の信号機が青のときは通過して騒音レベルが高いというのは確かではありますけれども、環境基準という点においてはクリアしているとのことでございました。

工事用車両が調査地点N3というところを通過せず、旧の国道307号を通行する可能性について確認したところ、ごみ収集車においても地元との約束でその旧国道沿いの地区のごみ収集に係る車両しか通行できないことになっておりまして、工事用車両は通行しない計画とする予定であるとのことでありました。

国道307号は多くのダンプが走っているのですけれども、そこに新名神高速道路の工事車両が含まれておりましたら、現地調査結果や交通量とか大型車混入率が変化する可能性があるため確認したところ、発生土については新名神の事業の中で現場内流用を基本としておりまして、現時点では国道307号を走行する計画はないとのことでありました。

予測及び評価の手法のところでは、一部環境基準が達成できてない区間がありまして、その区間では穂谷川清掃工場の廃止に伴い車両の走行台数が増加して騒音レベルが悪化する可能性があるため確認したところ、並行して走る市道枚方藤阪線と言われる道路に車両を分散させることが可能であるとのことでありましたが、走行時間も含め具体的な方策を検討する必要があるとしています。

道路交通の騒音・振動の予測地点としてそのN3を選定した考え方について確認しましたが、その背後に住宅地を控え、枚方市側で最も多くの車両の通行が見込まれる地点であるこ

とから選定したとのことであります。

工事の実施による環境影響が最大となる時期について事業者を確認したところ、造成工事で土砂を場外搬出している期間とのことであります。

低周波音については、類似事例の参照でありますとか事業計画に基づく低周波音防止対策の内容を明らかにすることにより予測を行うとしておりまして、その具体的な方法について確認したところ、同等規模の施設を選定し、本施設から敷地境界までと同じ距離で実際に測定した上で予測するとのことであります。

最後に、環境保全措置のところですが、全般的な騒音等の対策について事業者を確認したところ、周辺に保全すべき民家や施設というのはございませんが、低騒音・低振動型の設備を可能な限り採用し、周辺への影響を軽減するとともに、室外機への防音カバーの設置などについても検討するとのことであります。

41ページの悪臭に参ります。

ここでは、住民も枚方市長意見もございませんでした。

要因と項目については記載のとおりです。

調査の手法のところ、施設からの汚染原因物の漏えいによる予測地点を事業実施区域の敷地境界としているにもかかわらず、調査地点を実施区域内の1点としていることから、事業者を確認したところ、その地点は供用時の発生源として設定しており、敷地境界の予測については類似事例の参照及び事業計画に基づく悪臭防止対策の検討に基づき、定性的な予測を実施するとしています。

周辺の約1.6キロ離れたS2からS5の調査地点で調査する理由について確認にしたところ、悪臭原因物質（燃焼臭）も大気質と同様に拡散すると考えられるため、大気質と同じ調査地点で実施するとのことであります。

先ほど言いました定性的な予測について事業者を確認したところ、定量的に拡散計算で数値を示すのではなく、新施設の事業計画における対策の内容等、調査地域の状況を踏まえ、悪臭影響の程度について定性的に予測を行うとのことであります。

全般的な環境保全対策について確認しておりまして、悪臭防止対策については、東部清掃工場で実施していると同様のことの対策を実施するというものであります。

稼働していないときの対策についても確認しておりまして、ここに書いてあるとおりです。

最初の要因のところ、施設利用車両の通行については環境影響要因としていないとありますけれども、ごみ収集車からの悪臭対策についても確認しました。ごみ収集を終えた車両はテールゲートを閉め走行するとともに、施設内ではごみピット内に排出の際にゲートを開けるけれども、プラットホームでは上記対策を実施することで、悪臭が周辺に拡散することはないとのことであります。

43ページに参りまして、地象ですが、ここでは、住民意見では地すべりとか断層のことについて触れられております。

枚方市長意見でも、造成工事等により斜面崩壊など想定される影響を示すとともに、その

影響程度の予測についても検討することという意見をいただいております。

ただ、その項目選定でありますとか調査の手法あるいは予測・評価の手法がいろいろ書かれておまして、本審査会の中では、最後、環境保全措置の実施というところで、施設の設計に当たっては、事業実施区域の地質状況等を詳細に調査した上で、土砂災害の防災についても十分に配慮するとしており、特に問題ないと考えするという結論にさせていただいております。

44ページの陸域生態系に参りまして、住民意見ではこういった内容が書かれておまして、枚方市長意見では、可能な限り甘南備丘陵全体に焦点を当てた調査を行うこと、2つ目に、地域を通過する哺乳類、小動物などについて、定点カメラを使用して移動経路の把握もできるよう検討すること、3つ目に、定点調査の結果に基づいて、営巣場所、繁殖行動に応じて新たな定点の設置などの方策も検討すること、最後に、猛禽類の営巣がある場合については、必要な対策を検討することとあります。

検討結果の要因と項目については記載のとおりです。

調査の手法につきましても記載のとおりで、ずっと書いてあるとおりにございまして、ご覧いただいているかと思えます。

下線部のところで触れていますが、下から2つ目で、陸生動物のうち哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類及び昆虫類、陸生植物及び水生植物並びに生態系については、事業実施区域及びその周辺約200メートルの範囲だけ示されております。そのため、詳細な調査地点や調査ルートについて確認したところ、現在検討中であり、準備書において記載することでありました。調査地域の動植物の生息・生育状況等を適切に把握することができるよう調査地点や調査ルートを設定し調査するとともに、必要に応じて追加調査を行う必要があると考えています。これは枚方市長意見にもあったその定点カメラというのも追加調査に値します。

住民説明会において、堤防を散歩中に甘南備山でオオタカを確認したとの発言がありました。猛禽類の調査について事業者を確認したところ、甘南備山方向を見通せる地点1だけでなく、地点2、3でも観察を同時に行うこととしておまして、十分把握することが可能と考えていることでありました。

ちょっと小さい写真になりますけれども、次のページの資料1にエリア写真を載せております。

調査時間については、朝の8時から16時ごろまでとして、猛禽類が飛ばないと容易に想定される荒天日は調査を実施せずに延期するとのことでありました。

調査時期について、各季について1日ではなく1回と記載していたことから、生態系を評価する上で適切であるか確認したところ、調査範囲内の生息・生育状況等を把握することができるよう、数日間かけて調査を行うとのことでありました。

今回の調査範囲で十分な結果が得られているかどうか確認したところ、必要に応じて、枚方市長意見にもありましたように、猛禽類調査の定点の移動でありますとか動植物の調査範囲の拡大について検討するとのことでありました。

環境保全措置の実施の方針のところではありますが、ここでは調査範囲で重要種、これはオオタカに限らず、猛禽類にかかわらずの営巣であるとか生息・生育が確認された場合には、必要な対策について十分検討し、その内容を準備書に記載する必要があるとしております。

47ページに参りまして、人と自然との触れ合いの活動の場ではありますが、ここは、住民意見は散歩道に使っていますという意見でして、枚方市長意見は、調査手法の聞き取りについて、利用者のみからの聞き取りだけでなく、当該地域で調査・保全活動をされている方や利用予定者からの聞き取りも検討することという意見をいただいております。

検討した結果ですけれども、調査の手法のところを書いておりまして、聞き取り調査の対象について確認したところ、利用者だけでなく、東部スポーツ公園の管理者等にも必要に応じて聞き取り調査を行うとのことでありました。

48ページに参りまして、景観でありますけれども、枚方市長意見はございませんでした。住民意見については、両方とも100メートルの煙突が建つことになるので評価を行うべきとなっております。

検討結果に移りまして、ここでは施設や煙突の色彩やデザイン等について事業者を確認したところ、全般的事項のところにも書きましたけれども、DBO方式で実施することから、今後決定するとしております。

調査の手法のところ、現地調査時にL4とL5の調査地点から今の甘南備園焼却施設の建物であるとか煙突を見ることができなかつたので、確認したところ、新施設の煙突は100メートルということで、それについては視認されると予測されることから選定しているとのことでありました。

予測及び評価の手法というところで、あと、その施設の高さとか、先ほど30メートルぐらいを考えているというのがありましたけれども、高さ、外観、煙突の位置等が決定していない中で景観予想図の作成をしようと言っておりますので、それについて確認したところ、想定される建物高さや煙突位置等の複数のパターンで作成し、予測・評価を行うということでありました。

廃棄物、発生土のところの50ページに移りまして、枚方市長意見では、廃棄物の排出原単位について、既存施設の原単位を用いるのではなく、効率性をより高めた新施設の計画を反映した搬出原単位を用いることを検討すること、それから、工事期間に発生する廃棄物について、工事初期、中期、後期ごとに予測を行うこと、定常状態の定義を明確にすることという意見をいただいております。

この下2つについて事業者を確認しておりまして、工事期間に発生する廃棄物の予測対象時期について確認したところ、造成工事とプラント工事のそれぞれの期間における廃棄物の種類ごとの発生量を予測するとのことでありました。

定常状態の定義については、災害廃棄物を含まず、平常時の可燃ごみを処理している稼働状態を定常時と定義しますということでありました。

予測項目として、種類でありますとか発生量だけ予測するとしておりますけれども、排出

量についても予測する必要がある、その排出量の算出に当たっては、再資源化等による発生抑制や有効利用の内容を検討して予測する必要があることから、確認したところ、適切に予測して、準備書において記載するとのことでありました。

環境保全措置のところでは、供用時に発生する焼却灰の処理について確認したところ、フェニックスへの埋め立て処分が基本となりますが、例示している灰溶融やセメント資源化などのリサイクルも可能な限り図るとのことでありました。なお、具体的な廃棄物の資源化については、今後検討を行うということでありました。

最後の個別項目の地球環境の52ページに移ります。

住民意見では、売電できているのかという意見がありましたが、東部清掃工場では実績といたしましては、平成27年度に1万5,000MWhほど売電しているとのことでした。

枚方市長意見では、予測の基本的な手法であるマニュアルのどの算定式を用いるか具体的に明示することというのがあります。もう1つが、搬入車両から排出される温室効果ガスについては、枚方市の温室効果ガス削減計画とも整合を図りながら、より一層の環境負荷の低減を図ることということで、これは再掲ということで、最初に申し上げた、大気のところでも申し上げたとおりです。

検討結果のところは記載のとおりで、調査、予測及び評価の手法のところでは、温室効果ガスの排出量の評価に当たっては、稼働中の穂谷川清掃工場と甘南備園焼却施設における施設の稼働や車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量も把握しておく必要があるため、その算定方法について確認しましたところ、準備書において記載するとのことでありました。これは枚方市長意見にあったどの算定式を用いるか具体的に明示することもあわせて記載することでありました。

穂谷川清掃工場における処理が新施設へ移行することに伴って、ごみ収集車の走行距離が延びることによって、温室効果ガス排出量の増加が見込まれるため、関連する温室効果ガス削減計画とも整合を図りながら、可能な限り排出量の低減を検討するとともに、適切に予測及び評価を行う必要があるとしております。

最後に、環境保全措置のところでは、熱需要施設に熱供給を行う可能性について事業者を確認しましたが、今、周辺にはそういった施設がありませんし、将来そういう施設ができたとしても、新施設が1炉であるため安定して供給できないことから、施設内利用だけにとどまるとのことでありました。

以上が検討結果になります。

全体を踏まえまして、最後に指摘事項を記載しておりますが、ここは読み上げさせていただきます。

当審査会では、事業者が作成した本方法書について、専門的かつ科学的な視点から精査した。また住民から提出された環境の保全の見地から意見及び当該意見に対する事業者の見解、並びに、環境影響評価を実施する地域を管轄する枚方市長から提出された同見地からの意見にも配慮して検討した。

その結果、より一層、環境の保全に配慮した事業計画となるよう、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を取りまとめた。

大阪府知事におかれては、これらの事項が環境影響評価準備書の作成等に反映されるよう、事業者を指導する京都府知事に対して意見を述べられたい。

全般的事項につきましては、本事業は公設民営のDBO方式で実施され、今後、具体的な事業計画を決定するとしている。

そのため、施設計画、ごみの搬入計画及び工事計画の策定に当たっては、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討し、その内容を準備書に記載することとしております。

大気質につきましては、新施設における排ガス処理の方法について記載されていないため、水銀の処理方法も含め、煙突排出ガスの計画目標値を遵守するために必要な設備を検討し、その内容を準備書に記載すること。

騒音につきましては、主要走行ルートである国道307号においては、新施設の供用後に施設利用車両の走行台数が増加し、騒音レベルが悪化する可能性があるため、走行時間やルートの分散化など具体的な方策を検討すること。

陸域生態系につきましては、動物（猛禽類を除く）及び植物の調査については、調査範囲しか示されていないため、調査地域の動植物の生息・生育状況等を適切に把握することができるよう調査地点や調査ルートを設置し、調査するとともに、必要に応じて、追加調査を行うこと。

2つ目に、重要種の営巣や生息・生育が確認された場合には、必要な対策について十分検討し、その内容を準備書に記載することとしております。

最後に、地球環境につきましては、配慮書でも述べておりますけれども、枚方市穂谷川清掃工場における処理が新施設へ移行することに伴い、ごみ収集車の走行距離が延びることで温室効果ガス排出量の増加が見込まれるため、関連する温室効果ガス削減計画とも整合を図りながら、可能な限り排出量の低減を検討するとともに、適切に予測及び評価を行うこととしております。

最後に、本日、市川委員が欠席されておりますけれども、事前に内容をご覧いただいております。特に内容の修正に係るご指摘等はございませんでした。

長くなりましたが、説明は以上です。

【津野会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がありましたように、委員の皆様にご検討いただきました内容で検討結果案をまとめていただいているところでありますが、全体を通して何かご意見、ご質問はおありでしょうか。ありましたら、どうぞ忌憚なく、よろしく願いいたします。

どうぞ。

【高岡委員】

2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

27ページで煙突の高さのことが書かれておるわけですが、ちょっと文章がわかりにくいので教えていただけませんか。このポツの5個目のところで、煙突高さによる建設費の違いについて事業者を確認したところ、59メートルの建設費を1とすると、100メートルの場合と、それと80メートルの場合ではほとんど差がない1.7倍程度ということです。これは80メートルと100メートルもほぼ1.7倍ということでもいいのですか。

【事務局（佐藤）】

事業者の説明では、80メートルの場合ですと1.6から1.7で、100メートルの場合ですと1.7から1.8という回答がございましたので、ここの表現は1.7倍程度とさせていただきます。

【高岡委員】

わかりました。やはり100メートルのほうがちょっとは高いですね。

【事務局（佐藤）】

一般的ではありますが、そう回答されております。

【高岡委員】

それから、最後の地球環境の53ページのところで、もちろんごみ収集車の走行距離が延びるので温室効果ガス排出量は増加します。このごみ収集車を管理されているのは組合さんでよろしいのでしょうか。それとも枚方市さんになるのでしょうか。

【事務局（佐藤）】

収集運搬につきましては枚方市になります。

【高岡委員】

となると、これは事業者が何かできることとして、事業者に指摘していいのでしょうか。

【事務局（佐藤）】

事業者がその収集運搬に直接かかわっているわけではございませんけれども、全体的な運営といたしましては、そこも考えていくか配慮してやっていただきたいという意味合いになります。

【高岡委員】

そうですね。もしかしたら事業者も努力できる場所はあるかもしれませんが、例えばEVの収集車を入れましょうとかになれば、それはやっぱり枚方市さんがやらないといけないのですよね。

【事務局（佐藤）】

組合さんの回答では、枚方市あるいは京田辺市さんがそれぞれ考えることだという回答ではありますけども、こういう意見にさせていただきます。

【高岡委員】

はい、わかりました。ありがとうございます。

【津野会長】

よろしゅうございますか。ほかに何かございますでしょうか。
どうぞ。

【中野委員】

質問です。廃棄物のところですけども、51ページの下のほうで、焼却灰の処理について灰溶融やセメント資源化などのリサイクルも可能な限り図るということであったのですが、この灰溶融はどこでやるのかということです。

と申しますのは、それはこの施設外でやるということとは思いますが、26ページの上の囲みのところの真ん中あたりに、施設内での灰溶融については非常に問題があるのでストリーカ式にしたということが書いてあります。例えばエネルギーや資材が必要で二酸化炭素排出量が増大するとか、溶融スラグの長期的な供給先の確保が困難であって、結局、灰溶融は事業内では適しないということがはっきり書いてあるのに、最後のところの環境保全措置として、施設外で実施するとしても灰溶融もいいという、そういう書き方はどうなのかなと思うのですが。

【津野会長】

事務局、よろしくをお願いします。

【事務局（佐藤）】

新施設については、その灰溶融施設は設けないということがあります。東部清掃工場には当初から灰溶融施設があるのですが、そこはうまく利用できてないので、もし灰溶融処理をするとしても、外部に委託して対応するという意味です。新施設でやるという意味ではなくて、一応例示なので、灰溶融等を絶対するというわけじゃないのですが、それらも含めて可能な限りリサイクルを図っていくといった回答になっておりますので、こういう記載の形にさせていただきました。

【中野委員】

そうであれば、結局二酸化炭素がたくさん出るということには違いないので、別にここで灰溶融と書かなくても、「セメント資源化など」と書いておいた方が矛盾がなくていいのではないかと思います。わざわざここで環境保全措置として灰溶融と書かなくてもいいのではないかという気がします。

【津野会長】

いかがですか。

【事務局（佐藤）】

それであれば、その「灰溶融や」という表現を削除というか、取るということでよろしいでしょうか。

【津野会長】

じゃ、51ページの下から4行目で、「例示しているセメント資源化などのリサイクルも可能な限り」云々と、そういうことでよろしゅうございますか。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

一度各専門的立場でご検討した内容をまとめたことでもございますので、検討結果をまとめたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまご質問、ご指摘がありましたように、51ページの「灰溶融や」という文言を削除するというので検討結果とし、審査会の答申とさせていただきますよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【津野会長】

それでは、2月23日に諮問を受けました審査会の意見につきまして、ご意見を踏まえた修正をしまして、本日付で大阪府に答申させていただきます。

どうも本日はありがとうございました。

続きまして、本件の今後の手続などにつきまして事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（佐藤）】

今後の手続でございますけれども、本日付でご答申をいただきましたので、答申を踏まえ、環境の保全の見地からの知事意見を作成いたしまして、期限となっております6月8日までに京都府に述べる予定にしております。その後、京都府が大阪府知事意見を勘案いたしまして、京都府知事意見を枚方京田辺環境施設組合に申し述べるという流れになります。

以上です。

【津野会長】

ただいま今後の手続等についてご説明ありましたが、今のご説明に対しまして何かご意見、ご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、これに基づいて粛々と手続を進められるということだと思います。ありがとうございました。

次に、議題（2）としてその他がございしますが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局（佐藤）】

本日、資料は特にご用意しておりませんが、前回2月23日のときに技術指針の改定案についてご提案させていただいた件につきまして、反射光を入れるということがございました。これにつきまして、パブリックコメントを3月20日から4月18日までの30日間行いましたが、意見がなく、そのことについて5月14日に公表しております。その改定については、5月16日付で大阪府公報に登載しておりますので、ご報告させていただきます。

【津野会長】

ありがとうございました。

ただいまのご説明に対しまして、委員の皆様、何かご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、予定されておりました議題は終わりでございますが、全般を通じて何か、せっかくの機会ではありますが、委員の皆様方、何かございましたら、どうぞよろしくお願ひします。

よろしゅうございますか。

ないようでしたら、本日の議事はこれで終了します。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局に返させていただきます。よろしくお願いいたします。

【司会（阿部）】

津野会長はじめ委員の皆様方には、お忙しい中、短時間で集中してご検討いただきまして、ありがとうございました。

事務局といたしましては、この事業計画が環境の保全について適切な配慮がなされたものとなるよう、審査会での検討結果を踏まえまして、京都府に対して知事意見を述べてまいります。

それでは、最後、閉会に当たりまして、環境管理室長の小林より一言ご挨拶を申し上げます。

【小林環境管理室長】

環境管理室長の小林でございます。閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。今回のこの枚方京田辺の環境施設組合可燃ごみ広域処理施設の整備事業につきましては、昨年7月、計画段階の配慮書についてご答申をいただくとともに、今回の方法書につきましても、3月の現地調査あるいは先日来開催させていただきました専門部会を踏まえて、本日この方法書の検討結果についてお取りまとめをいただいたということで、感謝申し上げます。

大阪府といたしましては、本日いただきましたこの審査会の検討結果をもとに京都府に対して知事意見を述べるとともに、この計画がより環境に配慮されたものになるよう、準備書以降の手續におきましても、京都府や枚方市とも連携して審査をするよう進めてまいりたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、引き続きご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

【司会（阿部）】

ありがとうございました。

これをもちまして平成30年度第1回の大阪府環境影響評価審査会を終了いたします。

皆様、どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

以上